

キャリア交流プラザ事業については、今年度、9地域において市場化テスト（民間競争入札）により実施することとし、官民競争入札等監理委員会の了承を受けて、民間競争入札を行ったところである。今般、民間競争入札が不調となった7か所（宮城、新潟、長野、愛知、広島、福岡、熊本）については、事業実施の効率化・スリム化を図る観点から廃止することとし、官民競争入札等監理委員会に報告し、公表するものである。

【落札者の決定について】

I 落札者決定の理由

「キャリア交流プラザ民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加資格をすべて満たしており、提出された企画書を、厚生労働省に設置する「市場化テスト評価委員会」において審査し、事業の目的に沿った実行可能なものであると評価されることにより得られた基礎点を、当該入札参加者の入札価格で除して得られた値（総合評価点）が最も高く、入札価格についても予定価格の制限の範囲内であったため。

II 落札者の概要

1 埼玉県

- (1) 落札者の名称：株式会社ミネルバイインターナショナル
- (2) 落札金額：72,450,000円（税込み）
- (3) 入札参加者の評価結果等

	評価点	入札価格（税抜き）	総合評価点
落札者	360点	69,000,000円	52.17

注1)「総合評価点」については、評価点を入札価格で除した値を 10^7 倍したもの（以下同じ。）

注2)入札参加者が1社のみであるため、評価点は基礎点（360点）のみ。

- (4) 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

同社のグループ会社が平成16年度から3年間長期失業者の再就職支援事業を受託し、又、平成21年長期失業者支援事業（東京城東地区）において受託した経験

を活かし、支援対象者層に関する具体的な感触を勘案したセミナーを実施する。セミナーはガイダンス・キャリアコンサルティングと有機的に連動しており、セミナーで対象者の意識・知識を平均的にかさ上げした後、キャリアコンサルティングで対象者一人一人の事情・要望に沿った相談・支援を行う。

キャリア交流プラザ事業部長1名、キャリアコンサルタント3名、求人開拓者1名、事務兼パソコンインストラクター1名、顧問3名を配置予定。

2 千葉県

(1) 落札者の名称 : 株式会社ミネルバイインターナショナル

(2) 落札金額 : 71,400,000円(税込み)

(3) 入札参加者の評価結果等

	評価点	入札価格(税抜き)	総合評価点
落札者	360点	68,000,000円	52.94

注) 入札参加者が1社のみであるため、評価点は基礎点(360点)のみ。

(4) 落札者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

同社のグループ会社が平成16年度から3年間長期失業者の再就職支援事業を受託し、又、平成21年長期失業者支援事業(東京城東地区)において受託した経験を活かし、支援対象者層に関する具体的な感触を勘案したセミナーを実施する。セミナーはガイダンス・キャリアコンサルティングと有機的に連動しており、セミナーで対象者の意識・知識を平均的にかさ上げした後、キャリアコンサルティングで対象者一人一人の事情・要望に沿った相談・支援を行う。

キャリア交流プラザ事業部長1名、キャリアコンサルタント3名、求人開拓者1名、事務兼パソコンインストラクター1名、顧問3名を配置予定。

【契約相手方の概要及び契約内容について】

1 契約相手方の概要

(1) 埼玉

① 受託事業者

名称：株式会社ミネルバイインターナショナル

代表者氏名：岡安 忠男

本社所在地：東京都千代田区神田錦町1-14 立花日英ビル6F

② 契約金額：72,450,000円（税込み）

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

同社のグループ会社が平成16年度から3年間長期失業者の再就職支援事業を受託し、又、平成21年長期失業者支援事業（東京城東地区）において受託した経験を活かし、支援対象者層に関する具体的な感触を勘案したセミナーを実施する。セミナーはガイダンス・キャリアコンサルティングと有機的に連動しており、セミナーで対象者の意識・知識を平均的にかさ上げした後、キャリアコンサルティングで対象者一人一人の事情・要望に沿った相談・支援を行う。

キャリア交流プラザ事業部長1名、キャリアコンサルタント3名、求人開拓者1名、事務兼パソコンインストラクター1名、顧問3名を配置。

(2) 千葉

① 受託事業者

名称：株式会社ミネルバイインターナショナル

代表者氏名：岡安 忠男

本社所在地：東京都千代田区神田錦町1-14 立花日英ビル6F

② 契約金額：71,400,000円（税込み）

③ 受託事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

同社のグループ会社が平成16年度から3年間長期失業者の再就職支援事業を受託し、又、平成21年長期失業者支援事業（東京城東地区）において受託した経験を活かし、支援対象者層に関する具体的な感触を勘案したセミナーを実施する。セミナーはガイダンス・キャリアコンサルティングと有機的に連動しており、セミナーで対象者の意識・知識を平均的にかさ上げした後、キャリアコンサルティングで対象者一人一人の事情・要望に沿った相談・支援を行う。

キャリア交流プラザ事業部長1名、キャリアコンサルタント3名、求人開拓者1名、事務兼パソコンインストラクター1名、顧問3名を配置。

2 契約内容（上記(1)及び(2)共通）

(1) 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項

① 委託事業の趣旨

甲（対象労働局総務部長。以下同じ。）は、乙（各受託事業者。以下同じ。）に

対し、中高年ホワイトカラー求職者、壮年技術者及び中高年長期失業者を対象として、登録制により求職活動に有用な知識等の付与、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、これらの者の再就職の促進を図るため、キャリア交流プラザ事業を委託する。

② 委託事業の内容

この契約において乙が履行すべき業務内容は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条に基づき厚生労働大臣が策定する「キャリア交流プラザ事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）及び乙が入札に際し提出した書類で明記されたものとする。

③ 就職促進費

支援対象者（支援の開始に至った者に限る。）のうち、乙が提供したサービスにより就職に至った者の割合が単年度毎に5割5分を超える場合、超える分の就職者数に乗じて得た額（以下「就職促進費」という。）に100分の105を乗じた額を支給することができる。

(2) 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項

この契約の期間は、平成22年7月1日から平成25年7月31日までとする。

(3) 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

① 委託事業の開始、中止及び終了

乙は、契約期間の初日を委託事業の開始日とし、確実に委託事業を開始しなければならない。

乙は、やむを得ない事由により、委託事業を中止しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

② 個人情報等の取扱い

乙は、支援対象者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するにあたっては、委託事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報等を収集し、並びに当該情報の収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、支援対象者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

乙は、支援対象者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

③ 秘密の保持等

乙及びその役員、従業員等で、委託事業に従事している者又は従事していた者はキャリア交流プラザ事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

④ 事業従事者に係る取扱い

乙は、求人開拓事業に従事する者を労働保険及び社会保険に加入させなければならない。

⑤ 支援対象者等に対する公正な取扱い

乙は、キャリア交流プラザ事業の実施に当たって、支援対象者を合理的な理由なく区別してはならない。

乙は、キャリア交流プラザ事業における求人事業主の取扱いについて、乙が行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

⑥ 金品等の授受の禁止

乙は、キャリア交流プラザ事業において、金品等（事業を進めるために必要な物品として支援対象者に給付されるものを除く。）を受け取ること又は与えることをしてはならない。

⑦ キャリア交流プラザの名称

乙が行うキャリア交流プラザ事業により設置されるキャリア交流プラザの名称は、「ハローワークキャリア交流プラザ〇〇（△△△受託〇〇労働局委託事業）」とする。

⑧ 宣伝行為の禁止

乙及び乙の事業に従事する者は、当該名称又はそれと誤認される名称（ハローワーク等）を用い、キャリア交流プラザ事業の業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること及び当該自ら行う業務がキャリア交流プラザ事業の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

乙は、キャリア交流プラザにおいて、キャリア交流プラザ事業以外の場で自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

⑨ 甲との契約によらない自らの事業の禁止

乙は、キャリア交流プラザにおいて、甲以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑩ 求人及び求職情報の活用の禁止

乙は、キャリア交流プラザにおいて受理した求人及び求職情報について、自らが運営する民営職業紹介事業所において活用してはならない。ただし、自らが運営する民営職業紹介事業所において受理した求人についてはこの限りではない。

⑪ 記録

乙は、委託事業の実施状況に関する記録を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑫ 帳簿、書類等

乙は、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理すること等により、委託事業に要した経費を把握するとともに、これに関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑬ 権利の譲渡

乙は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑭ 権利義務の帰属

乙は、委託事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

乙は、委託事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

⑮ 再委託

乙は、やむを得ない事情により、あらかじめ企画書において記載した再委託以外に、委託事業の一部について再委託を行おうとする場合には、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他の運営管理の方法を明らかにした上で、甲の承認を得なければならない。

乙は、再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

⑯ 調査等

乙は、委託事業開始日から起算して1ヶ月を経過するごとに、10日以内に、委託事業の実施状況を甲に報告しなければならない。

乙は、委託事業を終了し、又は中止したときは、終了又は中止の日から3ヶ月

以内に、委託事業の実施状況を記載した事業報告書及び収支計算書並びにキャリア交流プラザ事業の実施に要した経費に関する報告書を甲に提出しなければならない。

甲は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、キャリア交流プラザ事業の状況に関し必要な報告を求め、又はキャリア交流プラザに立ち入り、キャリア交流プラザ事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。また、甲は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、同様の措置を講ずることができる。

甲は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、委託事業の実施状況を公表することができる。

⑰ 指示

甲は、乙による委託事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

⑱ 委託契約の解除

甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約を解除することができる。この場合において、委託契約の解除は、将来に向かって効力を生じる。

一 偽りその他不正の行為により本事業を受託した場合

二 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件（実施要項3）を満たさなくなったとき

三 職業紹介を実施する場合においては、職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業に係る許可の取消しを受けたとき又は許可の有効期間が満了したとき

四 契約に従ってキャリア交流プラザ事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

五 四に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

六 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

七 法令又は契約に基づく指示に違反したとき

八 乙又はその職員その他のキャリア交流プラザ事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、キャリア交流プラザ事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

九 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としていることが明らかになったとき

十 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑲ 契約解除時の取扱い

⑱に該当し、契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、当該解除の日までにキャリア交流プラザ事業を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

この場合、乙は契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

甲は、乙が違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑳ 委託費の返還

乙は、委託費の過誤払いがあったときは、それを返還しなければならない。

㉑ 委託契約の解釈

委託契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議する。

(4) 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項

乙は、本契約を履行するに当たり乙、その役員、職員その他本契約の履行に従事する者の故意又は過失により第三者に損害を加えたときは、当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする。この場合において、甲が当該損害に対する賠償の責に任じたときは、乙は、甲の求償に応じなければならない。ただし、当該損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。